

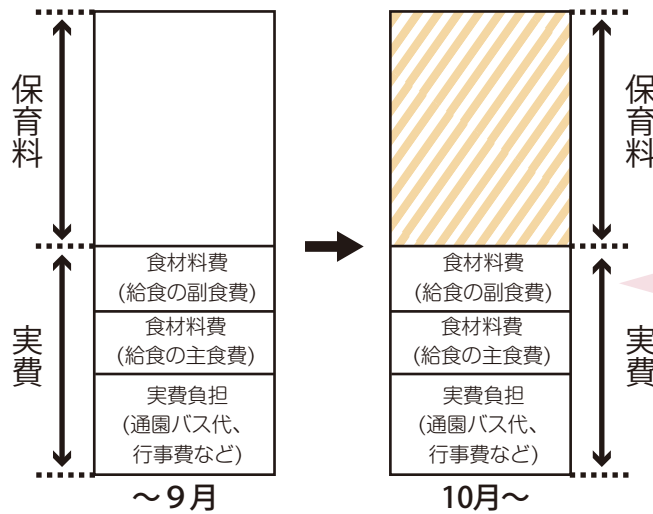
◆◇◆対象となる費用のイメージ ( :無償化の対象) ◆◇◆

保育所等を利用する際に負担する費用のうち、保育料に当たる部分が無償化の対象となります。

1号認定子ども(教育利用・3歳以上の子ども)

該当する施設

- 幼稚園
- 認定こども園 (教育利用)



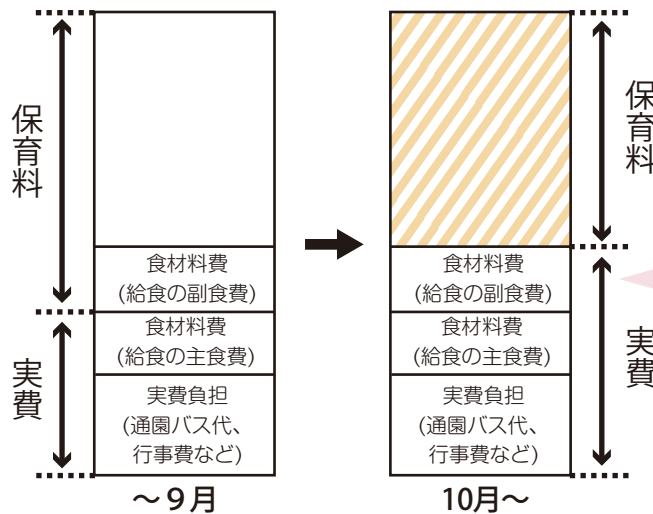
食材料費(給食の副食費)については、実費負担となります。

ただし、世帯によっては免除となる場合がありますので、対象世帯が決まり次第お知らせします。

2号認定子ども(保育利用・3歳以上の子ども)

該当する施設

- 保育所
- 認定こども園 (保育利用)



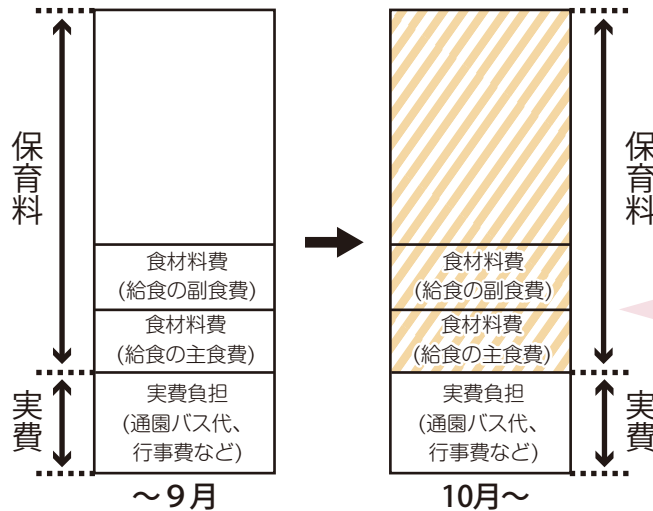
食材料費(給食の副食費)は、保育料としての負担から実費負担に変わります。

ただし、世帯によっては免除となる場合がありますので、対象世帯が決まり次第お知らせします。

住民税非課税世帯の3号認定子ども(保育利用・3歳未満の子ども)

該当する施設

- 保育所
- 認定こども園 (保育利用)
- 地域型保育事業



食材料費(給食の主食費・副食費)については、保育料の一部として無償化の対象となります。